

障害児通所支援事業所管理者 様

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部
障害福祉課長

個別サポート加算（Ⅱ）を算定する場合の取扱いについて

日ごろから本市障害福祉事業についてご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において創設された、「個別サポート加算（Ⅱ）」について「個別サポート加算（Ⅱ）算定に係る報告書」を提出して頂いておりますが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、共有頻度の変更がありましたのでお知らせいたします。

記

- 1 請求方法 国保連に請求してください。
- 2 提出書類 以下2点を提出してください。
(1) 個別支援計画の写し
(2) 個別サポート加算（Ⅱ）算定に係る報告書
※連携機関との共有日から半年毎に提出してください。
- 3 提出期限 サービス提供月の翌月10日まで。
- 4 提出先等 岡山市障害福祉課へ郵送等で提出。
- 5 その他 期限までに提出書類が確認できない場合は返戻扱いとします。

【問い合わせ・送付先】

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
岡山市保健福祉局障害・生活福祉部
障害福祉課管理係

電 話 086-803-1235

F A X 086-803-1755